

大田市告示第183号

大田市マスコットキャラクター及びロゴタイプのデザイン等使用取扱規程（平成25年大田市告示第47号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月26日

大田市長 楫野弘和

第3条第1項、第4条第1項及び第3項、第7条第1号並びに第8条第1項中「市長」を「観光振興課長」に改める。

第9条の見出し中「取り消し」を「取消」に改め、同条第1項中「市長」を「観光振興課長」に改める。

第10条の見出しを「（承認者の責任）」に改め、同条第1項中「使用承認を受けた者」を「使用者」に、「市長」を「市」に、同条第2項中「市長」を「市」に改める。

第11条中「市長」を「観光振興課長」に改める。

様式第1号から様式第4号までの規定中「大田市長」を「大田市産業振興部観光振興課長」に改める。

附 則

この告示は、令和4年12月26日から施行する。